

再エネ特措法に関する諸論点について

2026年2月3日
資源エネルギー庁

- 1. インボイス制度に係るFIT制度上の対応**
- 2. 再エネ予測誤差に対応するための調整力確保費用
(三次調整力②)**

インボイス制度に係るFIT制度上の対応①

第72回再エネ大量導入・次世代NW小委員会
(2025年2月3日) 資料1を一部修正

- 2023年10月のインボイス制度開始後、買取義務者は、認定事業者へ支払う買取価格のうち、仕入れの事実を記載した帳簿及び適格請求書（インボイス）の保存等を要件として、インボイス発行事業者との取引についてのみ仕入税額控除が可能となっている。
- インボイスを発行できない免税事業者などの取引において、買取義務者はインボイスを取得できず、当該取引分の仕入税額控除ができない。

○インボイス導入前（2023年9月以前）



○インボイス導入後（2023年10月以降）



(※1) 納税額B円は、①認定事業者がインボイス発行事業者の場合は0円、②認定事業者がインボイス未発行事業者の場合はA円（当該取引に係る仕入れ税額控除不可分）。

(※2) インボイス制度の実施にあたっての経過措置として、インボイス制度への円滑な移行のため、免税事業者などのインボイス発行事業者以外から行った課税仕入れについて、経過措置期間中は仕入税額相当額の一定割合を控除可能。

インボイス制度に係るFIT制度上の対応②

- こうした中で、FIT制度においては、新規認定・既存認定のそれぞれについて、次のように対応を講じている。

【新規認定】

- 課税事業者がインボイス発行事業者として登録を行うことを認定要件とし、2024年度以降の調達価格は、
 - インボイス発行事業者（すなわち課税事業者）：外税方式
 - 非インボイス発行事業者（すなわち免税事業者）：内税方式で設定している。
- (※) 免税事業者については、これまでと同様、インボイス登録がなくともFIT認定を受けることが可能。

【既存認定】

- インボイス制度の導入に伴い、買取義務者に過度な負担が生じ買取業務の継続が困難となることのないよう、既認定の課税事業者については、インボイス発行事業者としての登録を適切に促していく必要がある。
- 具体的には、買取義務者と連携して、課税事業者のインボイス登録に向けて、インボイス制度開始前に認定された事業者（以下「既認定事業者」という。）へのメール・はがき送付や検針票・web明細等による個別周知等に適切に取り組んでいく。

(※) 免税事業者の方に向けて、インボイスの登録がなくとも現行の買取価格が変更されることがないことも併せて発信していく。
- こうした取組を大前提に、インボイス制度導入後（2023年10月1日以降）に買取義務者に生じる新たな消費税負担に関して、FIT制度において手当てをしている。
- 昨年度の本委員会においては、住宅用太陽光・風力発電・地熱発電・中小水力発電・バイオマス発電については、今後、特段の大きな状況変化がない限りは、買取義務者に過度な負担が生じ買取業務の継続が困難となることのないよう、FIT制度における手当てを行うこととした。
- こうした中で、既存認定の事業用太陽光発電に係る2026年度以降の取扱いについては、昨年度の本小委員会において、インボイス登録の進捗状況等を踏まえ、検討を進めることとされた。本日の小委員会では、直近のインボイス登録状況等について御報告した上で、2026年度以降の具体的な取扱いについて御議論いただくこととした。

(参考) インボイス制度について

第42回再エネ大量導入・次世代NW小委員会
(2022年6月7日) 資料2を抜粋

- 平成28年度税制改正においては、適正な課税を確保する観点から、2023年10月1日より複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（インボイス制度）を導入することとされた。
- インボイス制度の下では、税務署に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者（インボイス発行事業者）」が交付する「適格請求書（インボイス）」等の保存が仕入税額控除の要件となる。
- インボイス発行事業者には、インボイスを交付することが困難な一定の場合を除き、取引の相手方（課税事業者に限る）の求めに応じて、インボイスを交付する義務及び交付したインボイスの写しを保存する義務が課される。

＜消費税額の計算方法等＞

計算方法

（消費税額は、課税売上げに係る消費税額から、課税仕入れ等に係る消費税額を差し引く（＝仕入税額控除）ことで計算）

$$\text{消費税額} = \text{課税売上げに係る消費税額（売上税額）} - \text{課税仕入れ等に係る消費税額（仕入税額）}$$



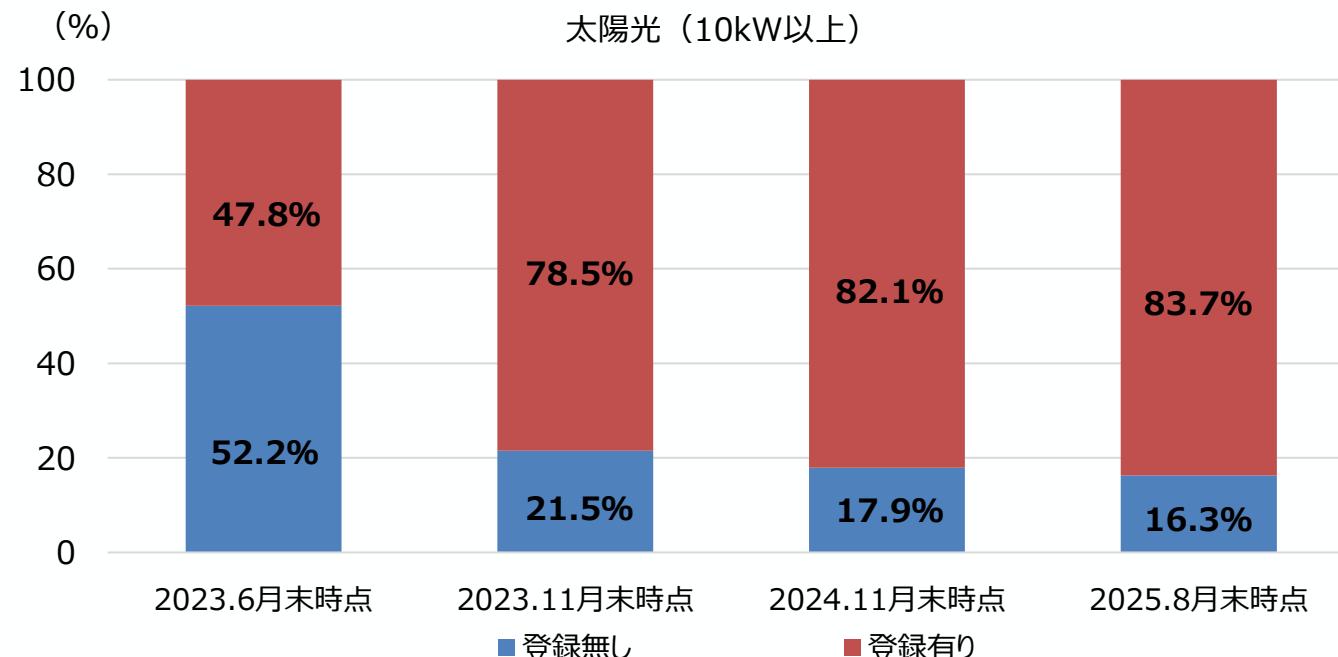
仕入税額控除

仕入税額控除の要件

	～2019年9月 (請求書等保存方式)	2019年10月～2023年9月 (区分記載請求書等保存方式)	2023年10月～ (適格請求書等保存方式 ＝インボイス制度)
請求書等	請求書等の客観的な 証拠書類の保存	一定の記載事項が追加された請求書等 (区分記載請求書等)の客観的な 証拠書類の保存	適格請求書（インボイス）の保存
帳簿	仕入れの事実を記載した帳簿の 保存	一定の記載事項が追加された仕入れの事実を記 載した帳簿の保存	(同左)

事業用太陽光発電の既認定事業者におけるインボイス登録状況

- 課税事業者のうちインボイス未登録である認定事業者について、インボイス発行事業者としての登録がなされるよう、買取義務者等から認定事業者への徹底した周知等が実施されることが重要。
- このため、資源エネルギー庁において、複数回のメール・はがき送付等による認定事業者への個別周知等を行ってきた。また、一般送配電事業者等においては、インボイスの登録状況が把握できていない事業者に対し、個別に3回以上の架電を行い登録状況を確認するとともに、コールセンターの設置等による問合せへの応答体制を構築してきた。
- こうした取組を実施する中で、事業用太陽光発電について、認定事業者のインボイス登録状況は、以下のとおりとなっている。



※ 登録割合は、一般送配電事業者等へのヒアリングをもとに、認定容量ベースで算出したもの。

※ インボイス制度開始時期より前の認定事業者のインボイス登録率を求めるため、2025年8月末時点の登録率算定に当たり、総認定容量は前回集計と同じ2023年11月時点の認定容量を採用している。

※ 「登録無し」には免税事業者を含む。

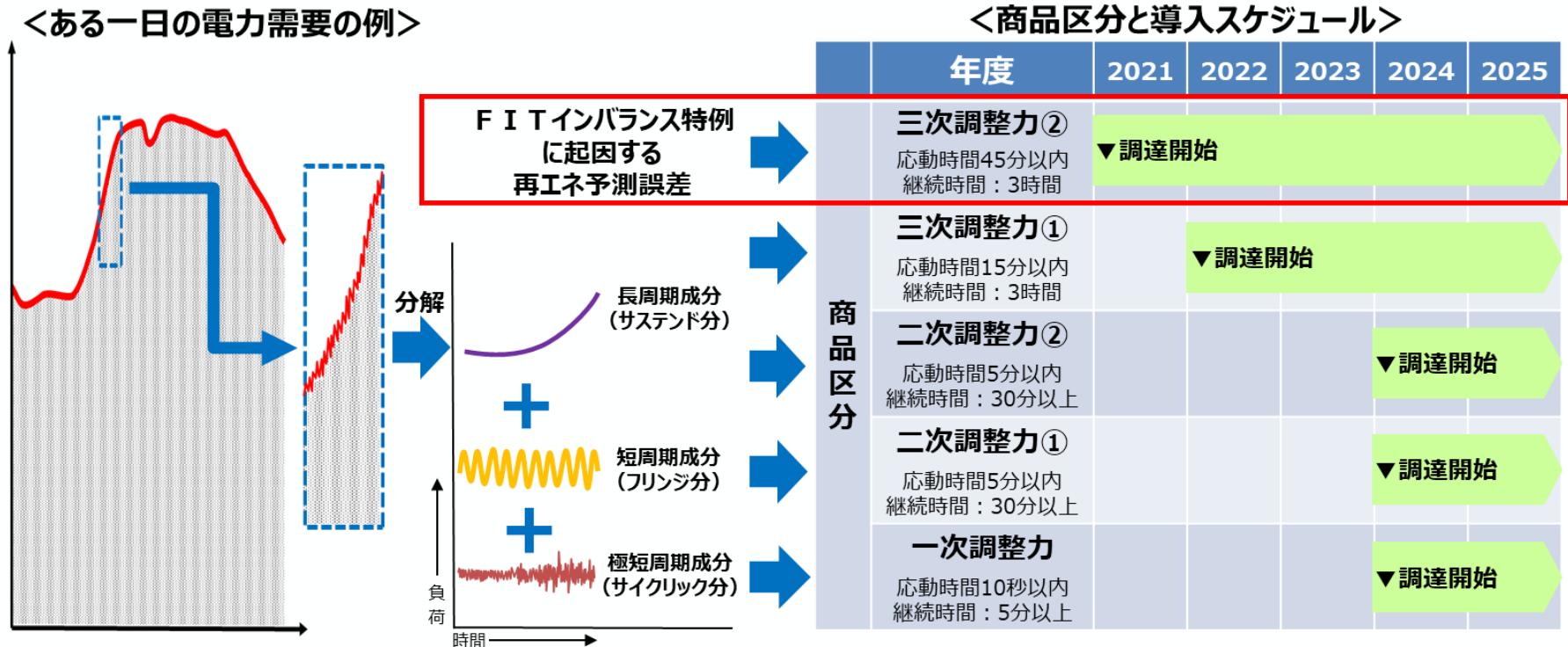
2026年度以降の対応（案）

- インボイス制度の導入に伴い、買取義務者に過度な負担が生じ買取業務の継続が困難となることのないよう、インボイス制度開始前に認定された課税事業者については、インボイス発行事業者としての登録を適切に促していく必要がある。
- これまで、一般送配電事業者等においては、インボイスの登録状況が把握できていない事業者に対し、個別に3回以上の架電を行い登録状況を確認するとともに、コールセンターの設置等による問合せへの応答体制を構築する等の取組を実施してきた。また、資源エネルギー庁においても複数回のメール・はがき送付等による認定事業者への個別周知等を行う等、買取義務者等と連携した周知を継続して行ってきた。
- こうした周知に向けた取組の結果、事業用太陽光の既認定事業者のインボイス登録の状況は、課税事業者におけるインボイス登録が着実に増加し、2023年6月末時点における登録率47.8%から、2025年8月末時点には83.7%となつた。
- 上記の周知にかかる取組は継続をしている中でも、2023年11月末時点では登録率が78.5%、2024年11月末時点では82.1%、2025年8月時点では83.7%と推移し、足下の登録率の増加割合は鈍化が見られることを踏まえると、登録率は現実的に到達可能な水準に達しつつあると考えられる。なお、10kW以上の発電設備が広く対象となる事業用太陽光発電については、風力発電・地熱発電・中小水力発電・バイオマス発電と比較すると、相対的に、規模の小さい免税事業者が一定数含まれると考えられるため、事業者全体に占めるインボイス未登録事業者の割合が大きくなると考えられることにも留意が必要。
- 事業用太陽光における既認定事業者のインボイス登録率を高めていくよう、引き続き、はがき等による認定事業者への個別周知等の取組を行っていく。こうした取組の継続を前提とした上で、事業用太陽光発電についても、買取義務者に制度上の過度な負担が生じないよう、住宅用太陽光発電等の他電源と同様の取扱いを行うこととし、特段の事情が生じた場合においては、他の電源と整合的な形で、その取扱いについて改めて検討を行うこととしてはどうか。
- 今後、周知に向けた取組や本委員会で過去いただいた御指摘を踏まえた制度上の整理に係る検討は継続し、状況の進展に伴って制度上の再整理を行うときは、改めて、本小委員会にてご報告することとしたい。

1. インボイス制度に係るFIT制度上の対応
2. **再エネ予測誤差に対応するための調整力確保費用
(三次調整力②)**

需給調整市場と三次調整力②

- 電力需要の変動は成分ごとに分解可能であり、発電機はそれぞれの変動成分に対応した機能を使い分けて周波数制御を実施している。需給調整市場では、応動時間や継続時間に応じて一次調整力から三次調整力②までの5つの商品が取り扱われている。
- FITインバランス特例に起因する再エネ予測誤差に対応するための調整力は、三次調整力②として整理されており、2021年度以降、需給調整市場で取引が行われている。三次調整力②の確保に要する費用は、FIT買取りに起因するものであることを踏まえ、再エネ特措法に基づくFIT交付金が交付されている。
- 本日の小委員会では、2026年度の交付について御議論いただきたい。



基本的な考え方

【昨年度の整理】

- 2024年4月以降、需給調整市場で、募集量に対する未達により単価が高騰する現象が発生。これに対し、調達費用を削減するため、募集量削減係数により需給調整市場での募集量を削減するとともに、この削減に伴う不足分を余力活用契約で調達することとする等の措置が講じられた（以下、「募集量削減措置」）。
- こうした需給調整市場側の募集量削減措置に対応するため、昨年度の本小委員会で以下のとおり整理した。
 - 交付額と調達実績の差額の取扱い：需給調整市場分の量の減少を調整対象としつつ、余力活用契約分（※）を新たに交付対象化。（単価の変動は、従前どおりの整理。）
 - 2025年度調整力確保費用見込額：需給調整市場分・余力活用契約分それぞれの実績を基礎に算定。（効率化係数・インセンティブの仕組みについては、従前どおりの整理。）

【今年度の方針案】

（1）交付額と調達実績の差額の取扱い

- 昨年度の整理は、募集量削減措置という政策変更が年度の途中で生じたことを踏まえた対応。今年度の交付にあたっては、募集量削減措置が継続されることを所与として、余力活用契約分も交付対象であるとの前提のもとで、需給調整市場分・余力活用契約分双方の実績を基礎に見込額が算定されている。
- このことを踏まえると、需給調整市場分と余力活用契約分を合計した全体の調達について言えば、差額調整にあたり、単価を要因とする変動は±3%以上の単価差が生じた場合に調整する一方、量を要因とする変動は調整しないとする従前の整理について変更の必要はなく、本年度もこの整理を採用することが妥当であると考えられる。

（2）2026年度調整力確保費用見込額

- また、募集量削減措置は来年度も継続されるところ、2026年度の見込額については、余力活用契約分も引き続き含める形で、実績を基礎に算定することが妥当であると考えられる。

(参考) 2024年11月以降の募集量削減の仕組み

第96回制度検討作業部会（2024年9月27日）
資料3より抜粋

今後の前日商品の募集量削減について（1／2）

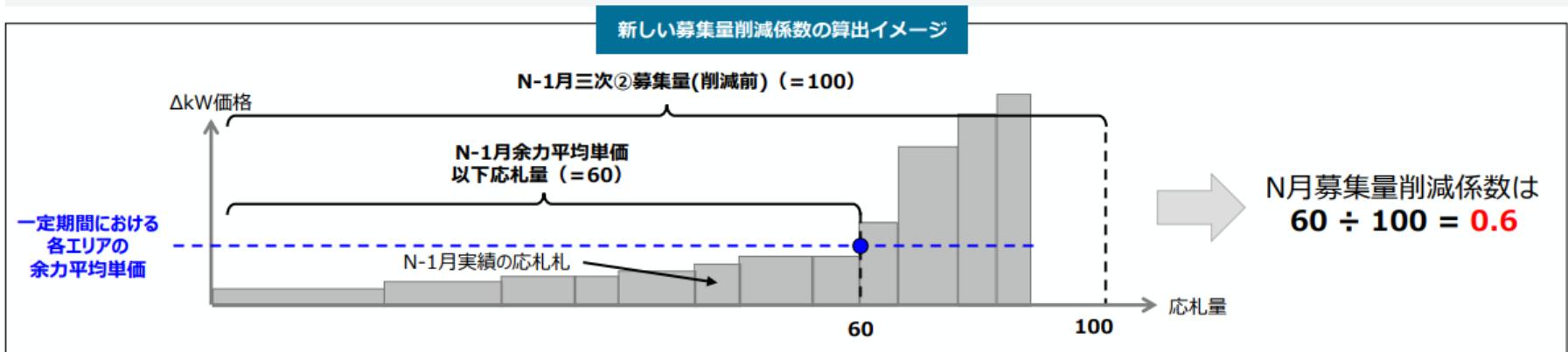
- 前述の課題等を踏まえると、毎月の状況、エリアごとの状況、余力活用コストとのバランスを考慮に入れた適切な水準の募集量を設定することが必要。例えば、ブロック別・エリア別で以下の式により算定してはどうか。

$$N\text{月 募集量削減係数} = \frac{N-1\text{月分応札量(過去一定期間の各エリア余力平均単価以下)}}{N-1\text{月分募集量(削減前)}} \div N-1\text{月分募集量(削減前)}$$

(参考) 現行の方法 $N\text{月 募集量削減係数} = N-1\text{月分約定量} \div N-1\text{月分募集量(削減前)}$

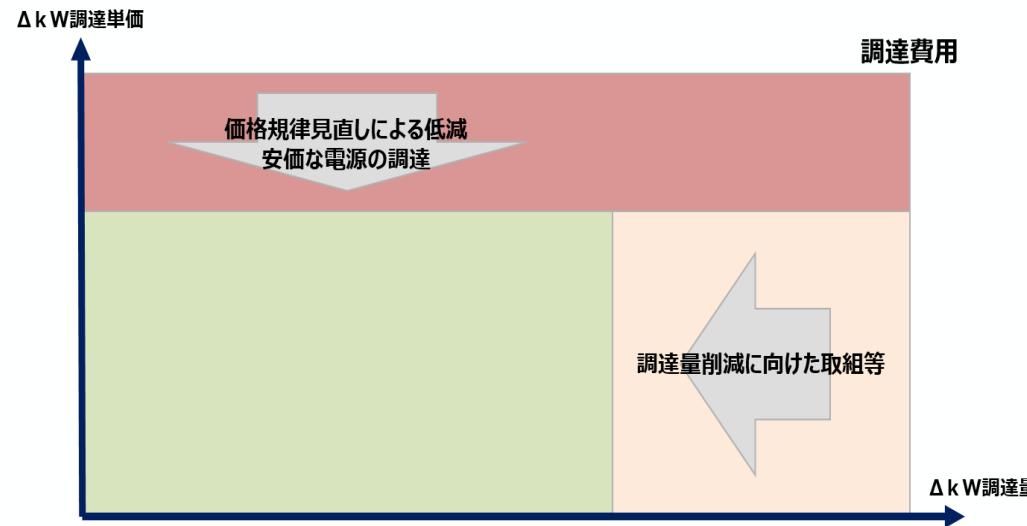
- この設定によるポイントは以下のものが考えられる。

- エリアによって異なるΔkW応札単価・余力電源リストのコスト分布を考慮に入れて削減ができる。
- ΔkWの約定量ではなく、応札量・応札価格次第で募集量削減係数が増減する仕組みであり、安価なΔkWの札が大量に応札された場合は、募集量削減を行わない可能性もある（係数は最大で1）。
- 余力調達コスト・市場調達コストの大小が逆転する点にて募集量を削減し、コスト最適化に近い状況を目指す。



(1) 交付額と調達実績の差額の取扱い

- 三次②調達費用の交付にあたっては、前年の交付額と調達実績の差額について、所定のルールの下、次年度の交付額の算定において差額調整を行うこととしている。
- 2025年の差額調整（※）については、前述の基本的な考え方に基づき、需給調整市場分と余力活用契約分を合計した全体の調達に着目した上で、従前の整理を採用することとしてはどうか。
- 具体的には、需給調整市場分と余力活用契約分の調達単価をそれぞれの調達量で加重平均した全体の調達単価と、需給調整市場分と余力活用契約分の調達量を合計した全体の調達量を求めた上で、
 - 調達単価を要因とする変動については、一般送配電事業者の取組以外の要素等によっても変動しうるものであることを踏まえ、全体の単価について±3%以上の単価差が生じた場合に対応することとし、
 - 調達量を要因とする変動については、差額調整の対象としないこととしてはどうか。



（※）なお、余力活用契約分の持替単価は、そのデータが得られるのが需給調整市場分よりも概ね2ヶ月程度遅延することから、対象は2024年11月～2025年10月（需給調整市場分は2025年1月～12月分が対象。）。また、2025年3月までの分については、2024年度の見込額との差額調整となることから、需給調整市場分については量の減少を調整対象としつつ、余力活用契約分については実績値を調整対象とする。

(1) 交付額と調達実績の差額の取扱い (算定結果 (暫定値))

【2025年分の差額調整額 (暫定値)】

単位：億円

エリア		北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	合計
2024年度分	需給調整市場	2.6	▲ 8.9	▲ 12.9	▲ 6.1	▲ 0.3	▲ 10.7	▲ 8.0	▲ 10.4	▲ 11.7	▲ 66.5
	余力活用契約	0.5	5.5	1.6	5.3	▲ 0.6	0.1	5.2	4.0	1.9	23.5
2025年度分		▲ 8.9	▲ 2.4	▲ 13.4	▲ 15.2	▲ 1.4	▲ 3.6	▲ 0.4	▲ 0.1	▲ 11.2	▲ 56.6
合計		▲ 5.8	▲ 5.8	▲ 24.6	▲ 16.1	▲ 2.3	▲ 14.2	▲ 3.3	▲ 6.5	▲ 21.1	▲ 99.6

(注1) 上記の数値は暫定値。各諸元の確報値を確定を待って、最終的な額は年度末までに決定する。

(注2) 各数値は四捨五入のうえ表示。

(注3) 需給調整市場分は2025年1月～12月分が対象、余力活用契約分は2024年11月～2025年10月分が対象となっている。

(注4) 2025年3月までの分については、2024年度の見込額との差額調整となることから、需給調整市場分については量の減少を調整対象としつつ、余力活用契約分については実績値を調整対象とする。

(注5) 単価調整額については、単価差のうち見込みから±3%以上の差を対象として調整している。

【備考】

- 2024年度分の交付金算定において、過年度分の差額調整等により当該年度の交付総額として算定された額がマイナスとなる場合には、当該年度の交付額をゼロとした上で、なお調整が必要な額について次々年度に繰り越して調整すること整理している。2025年度分の交付金算定において、関西が▲24.4億円、中国が▲6.5億円、四国が▲21.0億円と算定されたため、2025年度の交付額はゼロとしていたところであるが、2026年度交付額において調整を行うこととする。
- 2024年11月の制度設計・監視専門会合では、発電事業者が経済合理的な電源運用を行う観点から経済差替を行った場合に、当該差替によって生じた利益の半分は、一般送配電事業者に返納されることとなった。こうした運用の見直しは、2025年4月から開始されており、2026年度分以降の交付金算定に当たっては、上記の運用見直しにより一般送配電事業者に返納された利益相当分を交付金算定から控除する。
- 2025年3月の需給調整市場ガイドラインの改定により、起動費については、入札価格への計上は1日当たり1回分までとし、取り漏れが生じた起動費に事後精算をすることになった。こうした運用の見直しは2025年4月より開始されており、2026年度分以降の交付金算定に当たっては、上記の運用見直しにより生じた起動費の事後精算額を交付金算定において加算する。
- 後掲(2)の2026年度調整力確保費用見込額と合わせて算定された額がマイナスとなる場合には、これまでの整理（前述1）を踏襲し、2026年度の交付額をゼロとした上で、なお調整が必要な額について2027年度に繰り越して調整する。

(2) 2026年度調整力確保費用見込額

- 2026年度の調整力確保費用見込額の算定は、昨年度の考え方を踏襲し、以下のとおり算定することとしてはどうか。
 - 需給調整市場分と余力活用契約分のいずれも、「調達単価見込額」に「調達見込量」を乗じて算定する。**
 - 「調達単価見込額」については、需給調整市場分は2025年1月～12月の三次②の取引実績を、余力活用契約分は2024年11月～2025年10月の単価実績を、それぞれ用いる。**
 - 「調達見込量」については、需給調整市場分は2025年1月～12月の三次②の取引実績を、余力活用契約分は2024年11月～2025年10月において募集量削減措置により削減された市場約定量相当分を、それぞれ基礎とする。その上で、従前の整理のとおり、一般送配電事業者の効率的な調整力確保を促すため、需給調整市場分と余力活用契約分のいずれについても、効率化係数・インセンティブの仕組みを適用する。**

✓ **効率化係数**

一般送配電事業者の削減努力によって変動可能と考えられる範囲として、0.5%/年と設定し、前記の考え方で基礎とした調達見込量に0.5%を乗じた量を、翌年度の調達見込量の算定から控除。

✓ **インセンティブ**

各社の調達量削減について、自らの前年度からの改善率（縦比較）と、他社の改善率との競争（横比較）の双方を考慮して評価し、これに応じ、翌年度の調達見込量に+3%、±0%、▲3%のいずれかのインセンティブを付与（※）。

（※）インセンティブとして付与できる金額については、国民負担を原資とするFIT交付金を活用していることや、継続的に三次②調達費用を低減させていく必要があることを踏まえ、前年度の交付金額を参考に上限を定めることとしている。

(参考) インセンティブの考え方と各エリアのΔkW改善率

- 調達見込量の算定に当たっては、昨年度の自社との比較（縦比較）と他社との比較（横比較）を行い、双方の要件を満たす場合に±3%のインセンティブ・ペナルティを付与する。
 - 縦比較： ΔkW改善率が0.5%以上改善でインセンティブを付与／0.5%以上悪化でペナルティを付与。
 - 横比較： ΔkW改善率が上位3位以内でインセンティブ付与／下位3位でペナルティを付与。

(※) インセンティブの算定にあたっては、ΔkW必要量を参照していることから、募集量削減措置の影響を受けずに各一般送配電事業者の取組を評価可能。なお、上記により計算されたインセンティブ・ペナルティについては、需給調整市場分のみならず、余力活用契約分の調達見込量の算定にも反映する。

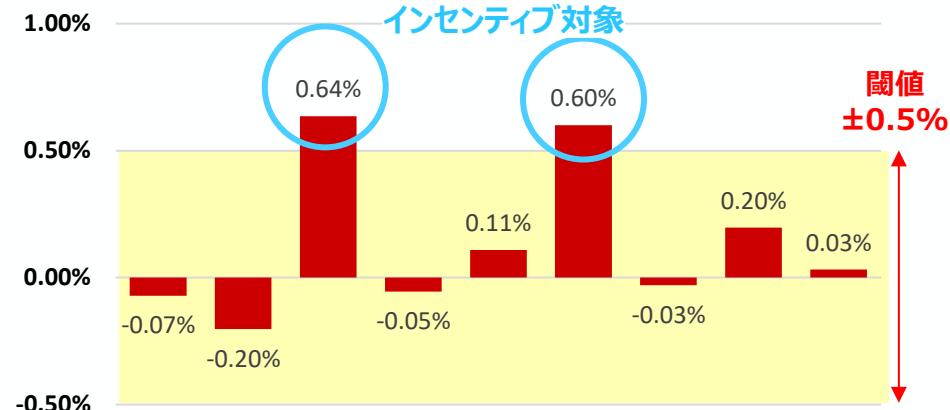
<インセンティブの考え方>



<ΔkW改善率の計算方法>

$$\frac{\text{改善量}}{\text{FIT設備量(前年度)}} = \frac{\Delta\text{kW必要量}(前年度 - 当年度) \pm \text{FIT設備量影響} \pm \text{気象影響}}{\text{FIT設備量(前年度)}}$$

<2026年におけるエリア別ΔkW改善率>



※ペナルティ対象なし。

北海道 東北 東京 中部 北陸 関西 中国 四国 九州

(2) 2026年度調整力確保費用見込額（算定結果（暫定版））

エリア	調達単価見込額 (円/ΔkW・h)		エリア	補正後の見込量 (億ΔkW・h)		エリア	交付金見込額 (億円)	
	需給調整 市場	余力活用 契約		需給調整 市場	余力活用 契約		需給調整 市場	余力活用 契約
北海道	4.4	6.4	北海道	3.1	1.2	北海道	13.7	7.9
東北	1.5	5.1	東北	8.0	3.9	東北	12.5	20.0
東京	2.8	4.4	東京	12.3	2.8	東京	34.9	12.5
中部	2.3	3.2	中部	5.5	4.6	中部	12.6	14.6
北陸	1.3	▲1.2	北陸	0.5	0.4	北陸	0.6	▲0.5
関西	1.2	1.4	関西	8.5	0.6	関西	10.1	0.8
中国	1.3	2.3	中国	2.6	3.6	中国	3.5	8.2
四国	0.7	3.6	四国	3.6	2.6	四国	2.6	9.4
九州	2.7	0.8	九州	9.6	6.9	九州	25.6	5.9
平均	2.2	3.0	合計	53.6	26.7	合計	116.1	78.9



(注1) 上記の数値は暫定値。各諸元の確報値を確定を待って、最終的な額は年度末までに決定する。

(注2) 各数値は四捨五入のうえ表示。

(注3) 実際の交付額単価は、FIT設備の見込量で算定した交付金額を、エリアごとに2026年度の買取電力量の見込値で割り戻し、決定される。

(注4) 北陸エリアの余力活用契約による調達単価については、各エリアの余力契約等の単価実績を採用しており、当該エリアの実績参照期間の運用断面において電源運用の効率化が可能な場面が多く生じたため、負の調整単価となった。

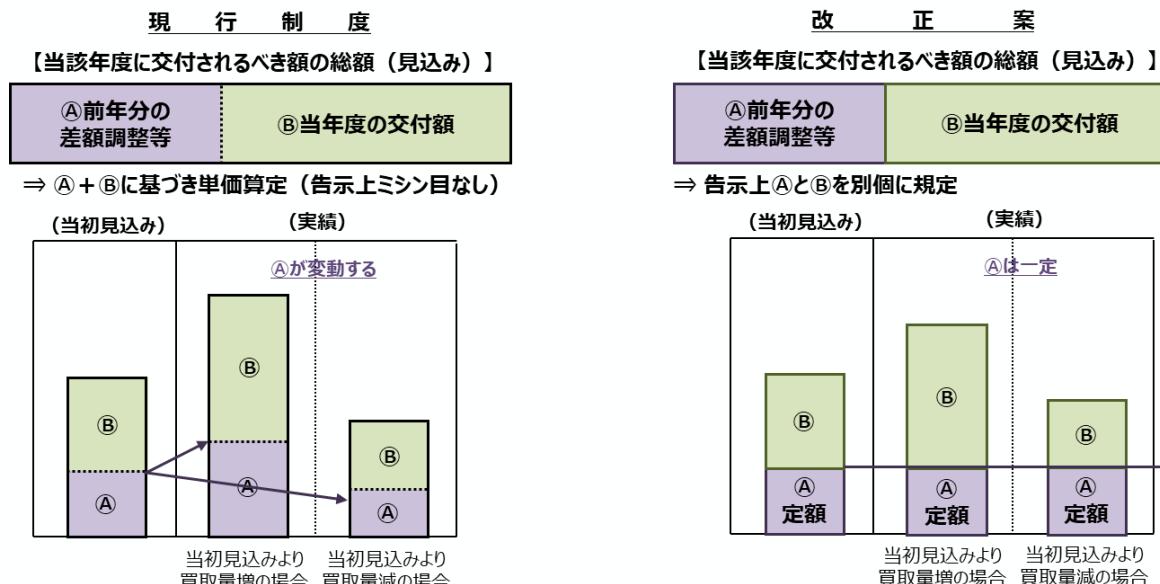
(注5) 沖縄については、需給調整市場が開設していないため、過年度と同様、沖縄エリアの過去の調整力確保率を踏まえた調整力確保量等を用いて算定している

(2026年度調整力確保見込額：3.07億円)。

(3) その他：差額調整分等の交付方法の見直し

第72回再生可能エネルギー大量導入・次世代電力NW小委員会（2025年2月）資料1を一部修正

- 現行制度において、三次調整力②の調達費用については、次の形で交付されている。
 - 各一般送配電事業者ごとに、①前年分の差額調整等 + ②当年度分の交付額を踏まえ、当該年度に交付されるべき額の総額（見込み）を算定する。（※①には、前々年度におけるマイナス精算の反映、時間前市場売却益の活用を含む。）
 - ①の総額を、各一般送配電事業者が当該年度に買い取ることが見込まれる再エネ電力量で除して、再エネ電力量1kWh当たりの費用を算定する。経済産業大臣告示には、この1kWh当たりの費用が告示され、実際に買い取った再エネ電力量に比例する形で、一般送配電事業者に費用が交付される。
- ②当年分の交付額に関しては、現に買い取った再エネ電力量に比例して生じる費用であることから、現行の方式が妥当と考えられるが、①の前年分の過不足調整等については、既に確定している費用を便宜上翌年度に交付しているものであるため、実際に買い取った再エネ電力量に比例させない形の方が、一般送配電事業者の予見性を高めることに繋がる。
- このため、**2026年度以降は、①は定額交付、②は引き続き実際に買い取った再エネ電力量に比例する形で交付する。**



（※）交付金管理システムを改修し、三次調整力②の交付対象となる実績を資源エネルギー庁から一般送配電事業者に通知し、差額調整額を翌事業年度以降において精算することとする。

また、通知された差額調整額を精算する仕組みとしては、

- ・差額調整等が正の場合は、一ヶ月あたりの交付額を定め、毎月定額交付を行い、
- ・差額調整等が負の場合は、返金の仕組みがないことから、当該年度においては現行制度同様に実際に買い取った再エネ電力量に比例する形で精算することとした上で、当該年度の交付単価に反映することができなかった差額調整額や買い取った再エネ電力量の変動により本来調整すべき金額との間に発生した差額は、翌年度の差額調整額に繰越し、追加的に精算を行う。